

## 1. 令和5年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和5年9月8日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第72号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第73号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第74号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第75号 令和4年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第76号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第77号 令和4年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第78号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第79号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第80号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第81号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第82号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第83号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第84号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第85号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第86号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第87号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第88号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第89号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第90号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第91号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第92号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第93号 令和4年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程26 議案第94号 令和4年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程27 議案第95号 令和4年度郡上市病院事業会計決算認定について

- 日程28 議案第96号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程29 議案第97号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程30 議案第98号 令和5年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程31 議案第99号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程32 議案第100号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）
- 日程33 報告第6号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程34 報告第7号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程35 報告第8号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程36 報告第9号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程37 報告第10号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程38 報告第11号 令和4年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程39 報告第12号 放棄した債権の報告について
- 日程40 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程41 議報告第9号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程42 議報告第10号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	河合保隆
総務部長	加藤光俊	市長公室付部長	三輪幸司
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩巳	郡上偕楽園長	勝水崇博
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島康史	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	松山由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島栄志		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和5年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、17番 清水敏夫議員、18番 美谷添生議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（田代はつ江） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る8月28日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月8日から9月29日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月8日から9月29日までの22日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

---

### ◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、日置市長から御挨拶をいただきます。

市長、お願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。令和5年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御健勝にて御参集いただき、誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、6月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、数件の報告をさせていただきます。

まず初めに、去る8月4日金曜日、大和町古道地内の郡上南部広域農道兼頼橋の開通式を執り行いました。当日は、藤下郡上農林事務所長、野島県会議長、田代市会議長をはじめとする関係各位に御臨席を賜るとともに、式典後には橋の完成を心待ちにされていた地元の皆様を先頭に渡り初めも行われ、末長い地域の発展を願うものとなりました。

岐阜県により整備が進められております郡上南部広域農道は、白鳥町阿多岐から八幡町旭までの全延長約30キロメートルをつなぐ事業であり、沿線の生産団地と農業施設及び市場等を機能的に結び、合理的な生産体制の確立を目指すものであります。市民生活にとって安全で安心な道路として利用いただくとともに、地域の農業振興が今後さらに進むことを心から願うものであります。

次に2点目ですが、去る8月13日日曜日から14日月曜日にかけての徹夜おどりの際に開催されました「郡上おどり in トロント」についてであります。カナダの都市トロントと郡上市をオンラインでつなぎ、双方の会場で踊りの輪を囲みました。トロントでは8月13日日曜日の真昼の時間帯でありましたが、700人もの踊りファンが参加され、在トロント日本国総領事館の松井領事様に御祝辞をいただくなど、有効的な祭事となりました。

その様子はこちら側では郡上おどりの会場をはじめ、9か所のモニターに映し出され、徹夜おどりも大いに盛り上がりました。トロントでの郡上おどり開催は2008年の日本カナダ修好80周年記念事業に続く2回目の開催となりますが、いずれもトロント在住の郡上出身者などの御尽力によりかかったものであります。

特に今回は郡上おどり及び寒水の掛踊が、風流踊としてユネスコの無形文化遺産に登録されたことを記念し、それらをお祝いするものとして企画運営されたものであり、郡上を思う多くの皆様の熱意に深く敬意を表し、心から感謝申し上げる次第であります。

3点目ですが、一方で盆の期間に襲来をいたしました台風7号についてであります。近畿地方を縦断し、東海、近畿、中国地方に記録的な大雨をもたらした台風7号により、各地で土砂災害や浸水害などの被害が相次ぎました。

郡上市においては、8月15日火曜日の朝、暴風警報が発表されたことから、郡上おどり及び白鳥おどりの中止が、各踊りの運営委員会、実行委員会において決定されました。午後には、暴風警報が強風注意報に変わったものの、翌16日水曜日の未明には大雨警報、土砂災害に関するものであります。また午後には土砂災害警戒情報が発表されまして、八幡、美並、和良地域においては1,700世帯、4,000人余の皆様に避難を呼びかける事態となりました。

幸い、人的被害はありませんでしたが、人家等への浸水や土砂流出等が確認をされました。このような、毎年のように全国各地で発生する記録的な豪雨を踏まえ、去る9月3日日曜日には、豪雨

災害を想定した郡上市防災訓練、大規模現地訓練を市役所と各振興事務所及び和良町の和良総合グラウンドで開催したところであります。いまだ台風襲来の時期を脱しておらず、気を緩めることなく、市内全域の防災対策に万全を期してまいりたいと存じます。

4点目、最後であります。4年ぶりの通常開催となりました郡上のおどりについてであります。白鳥おどりは去る8月26日土曜日に無事踊り納めを迎え、そして郡上おどりは明日9月9日土曜日に納める運びとなりました。コロナ禍を乗り越え、以前と同じ規模での開催に大きな喜びと期待を抱くと同時に、4年間のブランクに心配もいたしておりました。

しかし、今夏の、この夏の踊り来客数は、徹夜おどり期間中に台風の影響を受けて開催中止となった一晩を除いて考えれば、ほぼコロナ前の令和元年度の来客数に迫るものであり、踊りのまち郡上復活の確かな手応えを感じるものとなりました。明晩の郡上おどりの踊り納め後は、残すところ9月15日金曜日に行われます郡上おどりの「昔をどりの夕べ」と、9月23日土曜日の白鳥おどりの「変装おどりコンクール」、そして翌24日日曜日の「白鳥の拝殿踊り」となりますが、本年の郡上の踊りのおおむねが無事に終了しましたことを皆様と共に喜びたいと思います。

連日の猛暑に加え、台風襲来など大変な状況下においても、踊り期間を無事に支えていただいた郡上おどり、白鳥おどり保存会をはじめとする関係団体、機関の皆様、そして踊り後の清掃作業に御協力をいただいたボランティアの皆様方、来場いただきました踊りファンの皆様方と踊りに関する全ての皆様に深く感謝申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、概要を申し上げます。

今回提案いたしました議案は全部で30件であり、条例の一部改正に関するものが4件、令和4年度決算認定関係が21件、令和5年度補正予算関係が4件、その他1件であります。

まず初めに、議案第71号は郡上市印鑑条例の一部改正についてであります。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、利用者証明用電子証明書を搭載するマイナンバーカード、または移動端末設備を利用することにより、コンビニエンスストアで印鑑証明の交付を受けることができる規定を整備するものであります。

議案第72号は、郡上市手数料条例の一部改正についてであります。

高圧ガス保安法等の一部改正に伴い、貯蔵施設等設置完成検査手数料の基準に同法に掲げる完成検査に関する規定を整理するものであります。

議案第73号は、郡上市火災予防条例の一部改正についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、基準の見直しと所要の規定を整理するものであります。

議案第74号は、郡上市空家等対策協議会設置条例の一部改正についてであります。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用する法律の条項等所要の規定を整理するものであります。

次に、議案第75号から議案第95号までは、令和4年度の郡上市一般会計から郡上市病院事業会計に至るまでの21会計の決算認定についてであります。

大坪代表監査委員と原監査委員におかれましては、7月4日から8月10日までの間で、延べ13日間という大変長い日数をかけ、膨大な帳票の確認など精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、この令和4年度の決算に基づきます一般会計等の実質公債費比率でありますけれども11.4%となり、令和3年度の11.8%と比較して0.4ポイントの改善となりました。令和4年度単年度の比率としては、分母である標準財政規模の減少により、前年度単年度と比べると微増となっておりますけれども、この指標は直近3か年の平均で算定するものであり、近年の地方債の新規借入額の抑制及び計画的な償還に伴う元利償還金の減少が改善の要因と考えられます。

また、市債残高ベースでの将来負担比率についても、令和4年度決算では70.1%となり、令和3年度の72.1%と比較いたしまして2.0ポイントの改善となりました。これは地方債減債高の減少及び公営企業債等への繰入見込み額が減少したこと、また充当可能な基金が増加したことによるものであります。今後とも必要な事業の推進を図りつつ、財政の健全化に取り組み、将来に希望が持てる財政運営に努めてまいりたいと存じます。

議員各位には、今議会において決算認定の審議をしていただきますが、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第96号から議案第99号までは、令和5年度郡上市一般会計をはじめ、全部で4会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず、歳出でありますけれども、郡上偕楽園の移転整備に係る実施設計に伴い、郡上偕楽園移転整備事業、養護分でありますけれども、養護分について1,690万5,000円。また、郡上南部広域農道の八幡町地内旭大橋に係る橋梁補修に伴い、市単独土地改良事業に1,380万円。

中学校における不登校対策事業、F組、これはフリー、ファン、フューチャーの3つの頭文字を取ってF組と称しておりますが、このF組の拡充に係る指導員の配置と教育支援事業に271万4,000円。地域と連携した生徒への専門的なクラブ活動事業等に係る体制支援に伴い、少年スポーツ推進事業に930万円。

今夏発生しました梅雨前線豪雨等、これは台風7号以前のものでありますけれども、今夏発生いたしました梅雨前線豪雨等災害に係る農地農業用施設、林業用施設及び公共土木施設の復旧工事等に伴いまして、単独災害復旧事業、現年補助災害復旧事業に合わせて1億2,055万円等、それぞれ

増額補正をしようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、農地農業用施設及び林業用施設の災害復旧に係る分担金及び補助金が合わせて3,414万5,000円、学校内教育支援センター整備促進事業費補助金115万3,000円、地域クラブ活動体制整備事業委託金905万7,000円、また前年度からの繰越金、前年度繰越金8,341万3,000円、そして過疎対策事業債2,340万円、辺地対策事業債1,600万円、緊急自然災害防止対策事業債1,380万円、災害復旧債2,790万円と市債を合わせて8,240万円と、それぞれ増加補正をしようとするものであります。

以上、歳出歳入それぞれ増加減少要因等を総合いたしまして、2億3,024万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計では、令和4年度保険給付費等交付金等の確定に伴う精算により、岐阜県への償還金等760万7,000円の増額、同会計の直営診療所施設勘定では、和良診療所への技師派遣に伴う負担金等として76万5,000円の増額。

介護保険特別会計では、令和4年度介護給付費等の確定に伴う精算により、岐阜県等への償還金等1億3,255万2,000円の増額。そして介護サービス事業特別会計では、郡上偕楽園の移転整備に係る実施設計、こちらは特養分ではありますが、5,417万8,000円の増額とそれぞれ歳出歳入について補正するようお願いするものであります。

次に、議案の第100号は、畜産担い手育成総合整備事業に係る財産の取得及び処分の変更について議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、一般財団法人郡上八幡産業振興公社等、第三セクターの経営状況に関し5件の報告、先ほど申し上げました令和4年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告、放棄した債権の報告並びに専決処分の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

なお、先ほど申し上げました、さきの台風7号に係る災害復旧事業については、現在被害の把握及び事業費の精査中であり、準備を整えて今会期中には所要の予算について追加提案をさせていただきたいと存じますので、よろしくようお願い申し上げます。

令和5年9月8日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。



◎議案第71号から議案第74号までについて（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程6、議案第74号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、提案をさせていただきます。

議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について、郡上市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表がございまして、1枚資料をおつけしておりますので、そちらを御覧ください。

1番目に改正内容とございます。1点目は、昨年10月25日からコンビニエンスストアに設置してございます多機能端末で、マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書の発行が可能となっておりますので、当該規定を追加させていただく点。

もう一点は、本年5月11日に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正されまして、マイナンバーカードの一部機能をスマートフォンに搭載し、カードの代わりにスマートフォンを使用してコンビニで印鑑登録証明書を取得できるようになってございます。

しかしながら、下の米印に書いてございますとおり、現在はコンビニの端末が対応しておりませんので、実際にスマホを利用してコンビニ交付が可能となる時期は未定でございますが、これら2つの規定を第9条の2として追加する改正です。

2番目に追加する条文を記載してございます。資料にはございませんけれども、第9条におきましては、印鑑登録証明書の交付申請は印鑑登録証を添えて書面でしなければならない旨を定めてございます。追加する条文の括弧部分を除いた部分に下線を付しまして、網掛け部分の用語説明を右側に記載しております。

表形式のところでございますが、こちらに置き換えた言葉で説明をさせていただきますと、左側の条文を御覧いただきたいと存じます。第9条の2としまして、前条、こちらにつきましては今ほどの第9条の書面申請のことでございます。第9条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、コンビニに設置してある多機能端末機により、マイナンバーカードまたはスマートフォンを利用して印鑑登録証明書の交付を申請し、交付を受けることができる旨を追加すると。そういった

改正でございます。施行日は公布の日からです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、議案第72号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、高圧ガス保安法等の一部改正に伴い所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするというものでございます。一枚はねていただきますと、郡上市手数料条例の一部を改正する条例ということで新旧対照表がございますが、これにつきましては、高圧ガス保安法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に基づく地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、液化石油ガスの貯蔵施設等設置完成検査手数料の減額対象に、認定行動保安実施者が行う完成検査が追加されたことにより、郡上市手数料条例を同様に一部改正するものでございます。

この中身につきましては、完成検査合格施設の貯蔵施設特定供給設備の数を乗じて得た数は、認定行動保安実施者が行う完成検査が減額対象となることにより、手数料条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第73号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料が添付してありますので、資料を御覧ください。

郡上市火災予防条例の一部改正の概要ということで、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象機器の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例が改正されたことに伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等の基準の見直しが図られたことにより改正をされます。

主な改正点は2点ございます。（1）蓄電池設備に関する事項ということで、ア、蓄電池設備の規制に対象に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に変更します。イ、蓄電池設備等の設置等の基準を変更する。ウ、届出が必要な蓄電池設備から蓄電池容量20キロワット時以下のものを除くものでございます。

表がありますが、その下の（２）を御覧ください。離隔距離を定めた別表第３に固体燃料を使用する厨房設備を追加するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第74号をお願いしたいと思います。

郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

次のページには新旧対照表がありますが、その次のページに資料をつけてございますので、こちらにて説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、改正理由でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下、特措法という）の公布に伴いまして、郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正するものでございます。

2点目、改正点としましては、この特措法の改正に伴いまして、市の条文内の参照条の条ズレの改正を行うものでございます。1つ目に、現行の措置法におきまして、協議会に関する事項が第7条において記載してあるものが、改正によりまして第8条へ記載が変更となるものにより、市の条例内の条番号を整理するものです。

2点目に、現行の措置法におきまして、空家等対策計画策定に関する条項事項が第6条において記載してあるものが、改正によりまして第7条へ記載が変更となるため、市の条例内の条番号を整理するものでございます。

3点目に、施行期日でございますが、この空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正する法律の施行の日から施行するということとなります。下段には特措法の条文等の抜粋をつけてございますが、先ほど申しましたように、特措法の中でいく空家対策計画につきましても、第6条で計画を定めることをうたっておりますが、これが改正によりまして第7条になったということ。もう一つが協議会ということで、協議会を組織する条文がこれまでは第7条に記載がございましたが、これが第8条に移ったということでございます。

その下、附則でございますが、施行期日につきましても、この法律は公布の日から起算して、6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとありますので、今回の一部条例改正につきましても上段に示しましたように、一部法律の施行の日から施行をするということにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

---

◎議案第75号から議案第95号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程7、議案第75号 令和4年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程27、議案第95号 令和4年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの21議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、決算にかかります21議案をまとめて提案させていただきます。

議案第75号 令和4年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 令和4年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 令和4年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第94号 令和4年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第95号 令和4年度郡上市病院事業会計決算認定について、上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、一覧表を御覧ください。

令和4年度の決算の総括表でございます。会計ごとの歳入歳出の決算額を読み上げます。

まず、一般会計でございます。歳入決算額が306億9,062万825円。右に行きまして、歳出決算額が292億3,166万8,279円。以降、同様に歳入決算額、歳出決算額の順で読み上げをさせていただきます。

国民健康保険特別会計47億8,183万824円、47億3,048万8,162円。

国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定は、3億3,786万8,269円、3億1,044万3,171円。

介護保険特別会計47億4,584万8,125円、44億5,759万3,523円。

介護サービス事業特別会計7億3,434万2,957円、7億1,212万6,059円。

駐車場事業の特別会計でございますが、581万9,978円で歳出と同額でございます。

宅地開発特別会計528万6,000円、510万4,478円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計は4,378万4,603円、1,516万6,320円。

鉄道経営対策事業基金特別会計87万6,250円、歳出は同額です。

後期高齢者医療特別会計6億7,819万5,666円、6億6,806万612円。

小水力発電事業特別会計6,256万2,755円、歳出は同額です。

大和財産区特別会計2,521万1,234円、947万6,667円。

白鳥財産区特別会計718万6,988円、507万6,787円。

ページを改めます。牛道財産区特別会計1,041万6,724円、47万8,929円。

石徹白財産区特別会計3,402万286円、2,172万9,996円。

高鷲財産区特別会計4,101万4,311円、2,311万8円。

下川財産区特別会計337万9,592円、71万238円。

明宝財産区特別会計4,473万8,195円、3,522万9,397円。

和良財産区特別会計が1,246万6,684円、444万8,566円で、一般会計と特別会計の合計で歳入決算額が422億6,547万266円、歳出決算額は403億17万175円。

次に企業会計でございます。水道事業会計の収益的収支、上段13億1,938万3,871円、12億508万2,597円。資本的収支8億4,834万円、14億679万9,270円。

下水道事業の収益的収支24億3,943万1,451円、23億9,432万2,866円。資本的収支8億9,683万4,500円、16億8,713万3,230円。

病院事業会計は、収益的収支が41億1,057万2,227円、44億9,777万1,968円。資本的収支が3億8,810万8,000円、6億9,980万2,871円でございます。

以上が各会計の決算額です。決算審査におきましては、決算書のほかに主要施策の成果及び予算執行実績報告書や資料などで説明しますので、それぞれ御確認いただき、御審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。ここで代表監査委員から審査報告をいただきたいと思っております。

大坪代表監査委員。

○代表監査委員（大坪博之） それでは、令和4年度決算審査報告を申し上げます。

市長から審査に付されました令和4年度の決算審査を実施し、審査意見書を提出させていただきましたので、概要を御報告させていただきます。

審査は7月3日から8月10日までの13日間をかけて、原監査委員と二人で書類審査及び現地審査により実施いたしました。

審査の着眼点、審査方法は調書及び各書類が関係法令等に準拠して作成されているか、令和4年度予算が適正に執行されているか、決算に示された数値に誤りがないか、事務事業の効果などについて担当部局の説明を聴取しながら、公正不偏の態度で実施いたしました。

その結果としましては、いずれも関係法令に沿って、適正に執行されていることを認めました。

それでは、各審査意見について順次、報告を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計について御説明しますので、郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の32ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和4年度の決算額は、一般会計、特別会計を合わせて歳入が422億6,547万266円で、前年度に比べ4億7,123万8,164円、1.1%の増。歳出が403億17万175円で、前年度に比べ5億6,073万6,863円、1.4%の増で、歳入歳出ともに増加しました。

決算収支は、歳入から歳出を差し引いた形式収支が19億6,530万91円の黒字、形式収支から翌年度繰越財源を控除した実質収支も16億8,087万1,091円の黒字であるが、実質収支から前年度実質収支を引いた単年度収支は8,729万7,699円のマイナスとなっている。

普通会計における財政指標では、財政力支出は前年度に比べ0.006ポイント増となり、0.323となった。経常収支比率は前年度に比べ2.9ポイント増の83.8%となり、物価高騰の影響により電気料、燃料費等の経常経費が増加したことが主な要因となっている。

財政運営の健全性を示す実質収支比率は前年度に比べ1.1ポイント減の6.1%となっている。引き続き財政健全化に向けた努力を継続していただきたい。

地方債については、新規借入額は19億8,570万円で、前年度に比べ8,890万円、4.3%減となった。基金償還額は34億9,923万8,995円で、前年度に比べ7,427万8,909円、2.1%減となったが、新規借入の抑制により令和4年度末の地方債残高は282億9,948万3,283円と、前年度に比べ15億1,353万8,995円、5.1%の減となった。今後も地方債の新規借入額を抑制しながら、償還に努め、地方債残

高の減少に努めていただきたい。

基金については、財政調整基金が3億5,570万9,524円、18.2%増の23億613万5,457円、特定目的基金が900万134円、2.6%増の35億1,078万3,712円となり、基金全体の残高は76億5,919万8,399円と、前年度末残高より3億6,298万7,123円、5.0%の増となった。引き続き国県補助金などの財源の確保に努められ、基金残高の安定を図っていただきたい。

市税は、法人市民税が4,705万2,560円、15.6%の減となった一方、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による軽減措置の終了等により、固定産税が1億2,649万5,072円、5.1%の増となったことにより、市税全体では前年度より1億5,634万607円、3.1%増の50億6,038万5,123円となった。税の収納状況は、市税の収納率が95.1%で、前年度に比べ0.2ポイントの増、国保税の収納率が80.2%で、前年度と同水準となっている。

税以外の収入は、現年度分の収入未済額が学校給食費で39万4,352円、42.0%減、住宅使用料で367万2,800円、75.0%増となっているが、現年度分の収納率の向上は、過年度未収額の抑制にもつながることから、引き続き未収額の縮減に向けて努力していただきたい。

債権管理室に徴収事務が移管された債権については、23件中2件が完納、残り21件については、分納制約や徴収停止などが行われ、着実に回収が進んでいる。今後も、各担当課との連携強化や効果的・効率的な徴収方法を検討して、新たな債権の発生防止に努めるとともに、債務者の履行状況を把握しながら、適切な債権管理方法により債権回収に取り組んでいただきたい。

歳出では、電気料、燃料費等の高騰等による物件費の増、道路除雪経費の減による維持補修費の減、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の皆減による補助費の減、水道事業会計繰出金、消防団員退職報酬経費増による補助費等の増、畜産担い手育成総合整備事業、小学校統合整備事業による普通建設事業費が増となった。

令和4年度はコロナ禍の影響に加えて、物価やエネルギー価格の高騰の影響を受けた決算となったが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類へ変更となり、ウイズコロナからアフターコロナに転換しつつある。

令和5年度の市政運営の基本方針では、合併市制施行20周年記念事業のほか、子育て対策、移住定住対策をはじめとする人口減少対策、観光需要の回復を見込んだ観光立市郡上の推進、市内の雇用の場の確保に向けた工業団地の整備やスマート農林業などの業務の省力化に向けたデジタル化の推進による持続可能な地域産業の振興、SDGsの推進や再生可能エネルギーの導入による脱炭素社会郡上の実現の5つの重点的な取組が掲げられており、大きな財政負担が続くことが見込まれるため、将来にわたって健全な財政運営が維持できるよう、財源の確保や的確な予算編成、効率的な予算執行に努めていただくとともに、事業の重要性についても十分検証され、必要な事業を推進していただきたい。

以上で、令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見とする。

それぞれに改善策等を検討していただき、今後も市民が安心して暮らせる郡上市となるよう御尽力いただきたい。

以上が、令和4年度郡上市一般会計、特別会計に関する審査意見であります。

次に、水道事業会計につきまして御説明いたしますので、令和4年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の10ページを御覧ください。

それでは御説明申し上げます。

令和4年度の郡上市水道事業の業務実績は、給水戸数はわずかに増加しているが、人口減少の影響により、給水人口及び年間給水量ともに減少となっている。有収率は前年度の79.5%から78.4%となり、1.1ポイント減少している。施設の老朽化に伴い、有収率の低下が懸念されるため、老朽管路等の更新や耐震化事業の計画的・継続的な推進が望まれる。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は106円17銭で、営業費用は297円9銭、101.1%となり、1立方メートルの水道水を供給することで191円程度の給水損失となっている。

これは、令和4年度に物価高騰支援策として8か月分の基本料金の免除を行ったことにより、給水収益が減となったことや、広大なエリアの給水を賄う郡上市水道は、必然的に施設数が多く、減価償却費の割合が大きいことが要因となっており、採算性の面で厳しい経営環境であることを意味している。

しかし、総収益と総費用を比較した総収支比率は、一般会計からの補助金により100%を超える103.5%となっている。

未処分利益剰余金は5,587万円で、昨年度より1,941万円3.4%の減となったが、前年度に引き続き黒字経営となっている。引き続き経営努力に取り組まれない。

次に流動比率を見ると160.0%となり、前年度と比較して6.1ポイント低下している。これは老朽管路等の更新、耐震化事業の完了が年度末であったため、精算払いが次年度となったことが主な要因である。

給水収益に関わる未収金の当年度分収納率は99.7%となり、前年度と同水準となっている。収納率は引き続き高い水準を維持しており、精力的な滞納整理が伺える。今後も未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度分の回収に努力をされたい。

簡易水道事業の統合により、市内1水道となって5年目の決算を迎えたが、本市は地形的に典型的な中山間地域にあるため、水道事業は点在する多くの給水区域や、延長約900キロメートルの水道管路を抱えており、また人口減少による料金収入の減少や既存施設の老朽化、水源水質の悪化等、ますます厳しい経営環境が予想される。



適正な料金への見直しについては、コロナ禍の影響により先送りはやむを得ないと予想されるが、今後も経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたい。

以上が、令和4年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、下水道事業会計について御説明いたしますので、23ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和4年度の郡上市下水道事業の業務実績は、行政区域内人口3万8,761人に対して、水洗化人口は2万8,662人で、水洗化率は73.9%となっている。本市の下水道事業は、施設整備がおおむね完了しており、郡上市民の快適な生活環境の確保や、公共用水域の水質保全等に大きく貢献している。整備した効果をより効率的に発揮するため、今後も継続的な下水道の接続促進に努められたい。

固定比率は、自己資本に対する固定資産の比率で164.1%となっており、100%を大きく上回っている。下水道事業は、建設時の財源として、企業債に依存する割合が高いため、必然的にこの比率が高くなる業種であり、減価償却費の進行により、徐々に改善されることが見込まれる。

流動比率は30.5%となっており、100%を大幅に下回っている。短期的な支払い能力の面で懸念される数値となっているが、これは流動負債に下水道整備の際に借り入れた企業債の次年度償還金が含まれていることが主な要因である。

企業債の償還については、一般会計繰入金等の償還財源が見込まれるため、短期的な支払い能力の面では支障ないと考えられるが、長期的な視点で今後の財務体質改善に努められたい。

総収益と総費用と比較した総収支比率は、一般会計から補助金により100%を超える101.3%となっており、当年度純利益は3,158万円の計上となっている。

また、下水道使用料に関わる未収金の5月末時点での当年度分収納率は99.8%となっていることから、水道事業と同様に高い水準を維持しており、精力的な滞納整理が伺える。今後も引き続き、未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度分の回収に努力されたい。

下水道事業は装置産業とも呼ばれ、多くの設備が必要とされる事業で、本市においては地形的に典型的な中山間地域にあるため、より多くの処理場と下水道管路等を有しており、また人口減少による使用料収入の減少や、既存施設の老朽化等、ますます厳しい経営環境となっている。特に使用料収入は、これまで接続件数の増加により右肩上がりであったものが、令和4年度決算において減少に転じており、人口減少の影響が現れてきている。

下水道事業は、企業会計としてスタートして3年目となるが、下水道統合整備事業など、今後も経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、持続可能な下水道サービスの提供に努められたい。

以上が、令和4年度郡上市下水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、病院事業会計について御説明いたしますので、40ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和4年度は、郡上市民病院は入院や外来の患者数の回復により、医業収益は増となったが、給与費の増と物価高騰の影響などで経費等が増加したため、厳しい決算状況となった。国保白鳥病院も、院内クラスター発生により入院受け入れを一時的に中止したことや、令和3年度に比べ新型コロナワクチン接種の回数が減となったことにより、医業収益が減となった。加えて、給与費の増と物価高騰により、医業費用が大幅に増加したために厳しい決算状況となった。

その結果、令和4年度の病院事業会計は、総収益は40億8,056万7,452円、総費用は44億448万2,591円となり、総収益から総費用を差し引いた純利益は3億2,391万5,139円の赤字となり、前年度の純利益と比較すると9,200万7,083円の減となった。

業務実績については、外来は両病院とも患者数が増加し、前年度に比べ3,457人の増となった。入院の患者数は、郡上市民病院は令和3年度に引き続き、療養病床を休床し、コロナ専用病床を設置したことにより、前年度と比べ1,407人の減少、国保白鳥病院は前年度と比べ709人減少し、両病院を合わせると2,116人の減となった。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の療養病床の再開を念頭において、利用者増に向けた取組を進めていただきたい。

設備整備については、郡上市民病院では電話交換器、ナースコール設備更新、外科手術用内視鏡システムや無停電電源装置一式取替工事など2億575万3,063円が、国保白鳥病院では高額な医療機器の更新及び施設整備は行われなかったが、多項目自動血球分析装置、臨床検査システムサーバーなど1,340万8,000円の整備が行われた。

医療の充実を図るためには、医療機器の更新や最新技術を駆使した医療機器の導入、施設の改修、整備は一定程度必要であり、適切な診断と治療に支障を来すことのないよう、経営状況を見ながら計画的に進められたい。

財務比率については、固定資産がどの程度、自己資本金で賄われているかを示す固定比率は100%以下が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較して116.1ポイント増加して720.7%、国保白鳥病院は13.2ポイント減少して231.2%となっており、自己資本増加に向け取り組んでいただきたい。

短期的な支払い能力を示す流動比率は200%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較し11ポイント減少して44.3%、国保白鳥病院は22.2ポイント減少して69.8%となっており、いま一度資金不足に陥らないための資金繰りや資金計画の再確認をしていただきたい。

経営の健全性を示す経常収支比率は100%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較して1.6ポイント減少して89.6%、国保白鳥病院では7.0ポイント減少して96.9%となった。医業の収支状況を示す医業収支比率は100%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比

較し1.0ポイント減少して82.0%、国保白鳥病院は7.4ポイント減少して80.2%となった。

自己資本の比率を示す自己資本構成比率は50%以上が理想比率とされているが、郡上市民病院は前年度と比較して2.6ポイント減少して12.5%、国保白鳥病院は前年度と比較して4.1ポイント増加して36.2%となっており、企業債の借入を抑え、自己資本増加に向け取り組んでいただきたい。

未収金については、令和3年度に実施された国保白鳥病院における透析室及び外来の改修工事に対する国の補助金分が影響し、前年度に比べ733万8,701円減少している。また、入院・外来の窓口負担分は減少しているが、受益者負担の公平性の観点からも、新たな未収金の発生防止に取り組まれるとともに、過年度の未収金の回収にも積極的に取り組んでいただきたい。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による受診控えが収まり、外来患者数が回復したため、医療収益は増となったものの、給与費の増や物価及び光熱費の大幅な高騰などの影響により、医業費用も増となったため、厳しい決算状況となった。

病院経営を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くことが予測されるが、さらなる経営の健全化に努められるとともに、医師・看護師等の医療従事者の持続的な確保に努められ、医療に対する安全性・信頼性の確保、医療水準の維持・向上を図り、地域の中核を担う医療機関として、その役割を果たされるよう期待する。

以上が、令和4年度病院事業会計に関する審査意見であります。

次に、財政健全化判断比率等に関する審査について、御説明いたします。

報告第11号に添付されております令和4年度郡上市財政健全化判断比率等審査意見書の1ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

市長から審査に付された財政健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として表れていないので良好な状態と認める。

実質公債費比率は、地方債の新規借入額の抑制及び定期償還による地方債残高の減少に努めたことにより、元利償還金が減少したことで、3か年平均で前年度から0.4ポイント改善され11.4%となった。

将来負担比率は、地方債現在高の減少や公営企業債等繰入見込み額の減少、充当可能基金の増加等により、前年度に比べ2.0ポイント改善され70.1%となった。実質公債費比率と将来負担比率については、順調に改善しているが、実質公債費比率は今後上昇すると見込まれ予断を許さない状況であるため、さらなる公債費負担の軽減を図っていく必要がある。

今後も地方債の新規借入額の抑制や、交付税算入率の高い地方債の活用など、市債残高の着実な縮減などに取り組み、健全な財政運用に努めていただきたい。

以上が、令和4年度財政健全化判断比率等に関する審査意見であります。

最後に、資金不足比率に関する審査について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

市長から審査に付された郡上市水道事業会計決算書等に基づく資金不足比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていると認めた。

全会計とも、資金不足比率は算出されなかったため数値として表れておらず、事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。ただし、病院事業会計においては、財政健全化法における比率の算定上、解消可能資金不足額によって解消されている状態であり、新型コロナウイルス感染症による診療控えの影響などにより、資金不足が生じていることから、経営改善に取り組み、経営の健全化に努めていただきたい。

以上、令和4年度の決算審査の審査結果について御報告申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 詳細な報告をいただきありがとうございました。監査委員の二人には長期間にわたり、膨大な量の審査をいただき感謝申し上げますとともに、心から敬意を表します。

今回指摘されました事項につきましては、今後の決算認定の審査におきまして、十分考慮させていただきます。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第75号から議案第95号までの21議案につきましては、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第95号までの21議案は、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略いたします。

ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託しました議案第75号から議案第95号までの21議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

また、地方自治法第98条で規定されている議員の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました議案第75号から議案第95号までの21議案については、9月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにし、また地方自治法第98条で規定されている議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩を行いたいと思います。再開は11時5分としたいと思いますので、お願いいたします。

（午前10時51分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

---

◎議案第96号から議案第99号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程28、議案第96号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから日程31、議案第99号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、補正予算4件を一括で提案させていただきます。

議案第96号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について、議案第97号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第98号 令和5年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第99号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

一般会計補正予算から御説明申し上げますので、1ページをおめくりください。

令和5年度郡上市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,024万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294億7,207万6,000円とする。

第2条参ります。地方債の変更は第2表、地方債補正による。

5ページをお願いいたします。

第2表は、地方債補正で、変更でございます。上から順に、補助災害復旧事業は、表右側の補正後という欄を御覧いただきまして、限度額を1億780万円に2,790万円を増額します。主に7月の梅

雨前線に伴う豪雨災害分でございます。一般単独事業の自然災害防止事業は、2,080万円に130万円の増額です。集落環境保全整備事業分でございます。緊急自然災害防止対策事業は、1億9,920万円に1,380万円の増額で、八幡町内の旭大橋橋梁補修分でございます。辺地対策事業は、4億7,620万円に1,600万円の増、県営事業の内容変更に伴う増額。過疎対策事業は、18億6,960万円で、2,340万円の増、郡上偕楽園の実施設計と県営事業の内容変更に係る分でございます。合計で28億8,200万円に変更するもので、8,240万円の増額でございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,442万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,025万4,000円とする。

次は、介護保険特別会計の補正予算でございます。

1ページをおめくりください。

令和5年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,255万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,263万8,000円とする。

最後に、介護サービス事業特別会計の補正予算でございます。

予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,417万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億214万円とする。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

4ページへお願いいたします。

第2表、地方債でございます。介護サービス事業、過疎対策事業ともに2,600万円、合計で5,200万円でございます。両起債ともに、郡上偕楽園移転整備に係る実施設計分、一般会計と介護サービス特会により面積安分した特養分をこちらでみさせていただきます。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第96号から議案第99号ま

での4議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第99号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略したいと思います。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第96号から議案第99号までの4議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月11日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に付託しました議案第96号から議案第99号までの4議案につきましては、9月11日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第100号について(提案説明)

○議長(田代はつ江) 日程32、議案第100号 財産の取得及び処分の変更について(家畜保護施設)を議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長(田代吉広) それでは、議案第100号について御説明をさせていただきます。

財産の取得及び処分の変更について(家畜保護施設)、令和5年6月30日、議案第67号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1、変更の理由、農具庫の建設中止による減。こちらは、資材等の高騰による計画の変更による減でございます。2、財産の取得及び処分の変更金額。減額1,645万9,400円。変更前7,951万5,900円。変更後6,305万6,500円。取得及び処分する財産の種類。変更前、①育成牛舎、②哺育牛舎、③農具庫でございます。

変更後につきましては、③の農具庫を減らすというものでございまして、以下、4から6まで、建築面積まで全て③の農具庫について減らすということでございます。7の取得契約の相手方、また処分契約の相手方については変更がございません。

資料の2のほうの図面のほうを御覧いただきたいと思っております。

色つきの図面がついていると思いますけども、こちら場所がせせらぎ街道から県道82号、寒水のほうへ入る道路になりますけども、寒水のほうへ向かって約1キロほどのところに建設をしております。それで、この図面に向かって左のほうが寒水、右のほうがせせらぎ街道ということになります。

それで、建物につきましては、白色で下のほうに繁殖分娩牛舎と堆肥舎が書いてございますが、こちらが令和4年度で建設したものとなります。色つきのものについて、今年度で建設予定ということでしたけども、③の農具庫については今回の事業については中止をするということで、また見直しをするということですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

---

#### ◎報告第6号から報告第9号までについて（報告）

○議長（田代はつ江） 日程33、報告第6号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから日程37、報告第10号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの5件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） ただいま一括議題とされました5件の報告につきましては、地方自治法の規定により市が50%以上の出捐、または出資をしている法人に対して、その経営状況を議会に報告するものでございます。

報告第6号からの資料として、各報告かがみの後に第三セクターの令和4年度決算報告書が添付されておりますが、資料が大量のため、報告第10号の後にA4横の資料で、令和4年度第三セクター経営状況報告資料をつけております。

この資料は、各第三セクターの決算内容を一つにまとめておりますので、各報告のかがみ文を読み上げた後に、このA4横の資料にて経営状況を報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに報告第6号でございます。

一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。



先ほどの別添のA4横の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

ここに、郡上八幡産業振興公社の経営状況をまとめておりますが、表の上段には第三セクターの名称、所在地、設立年月日、そして基本財産の欄には市からの出捐、または出資金額、そしてその割合を記載しております。また、役職員の数とか業務内容等を記載しておりますが、こちらはお目通しいただきたいというふうに思います。

本日説明させていただきますのは、上から2つ目の枠の財務状況を中心にさせていただきます。この枠の左は貸借対照表から、右は損益計算書から、各表の各項目にある事項について数値を記載しております。単位は1,000円でございます。

まず、右の損益計算書の枠から説明を申し上げます。

1行目の当期における売上高、または総収入は令和4年度は3億7,658万円で、令和3年度比で121%の状況でございました。売上高は、令和3年度と比べますと、6,573万円の増収であります。

その要因といたしましては、昨年4月以降はコロナによる施設への休業要請とか行動制限もなかったことから、特に売店で収益が上がったということと、エネルギー価格高騰に伴う支援、そして当初予算において経営支援のための指定管理料が上乘せされたことによるものでございます。

次に、4行目の当期損益を見ていただきたいと思います。

こちらは当期の純利益になります。令和4年度は1,789万1,000円の黒字決算であります。対前年度比、前のと比べますと大幅に増額ということになっておりますが、このことにつきましては売上高の増収に対して、支出で光熱費高騰に伴う支出の増や、観光客回復に伴う商品仕入れ額の増というものがあつたものの、エネルギー高騰支援等や施設管理費の節減に努められた結果でありまして、数値的には令和元年度並みまで回復したものでございます。

続いて、左の貸借対照表からの項目を御覧いただきたいと思います。

資産合計は、令和4年度は2億9,573万1,000円で、3年度比で105%の状況であります。資産が5%上昇した理由といたしましては、経営の安定化のために流動資産の預金を運転資金として取り崩したものの、売上増収に伴う収入金の増などや、建物と附属設備の固定資産の増によるものが主な理由でございます。

最下段の資本合計マイナス資本金の項目でございますが、こちらは繰越利益剰余金になります。令和4年度は1億7,328万4,000円で、3年度比で112%の状況であります。このことにつきましては、資産合計の増に対して有利子負債の返済による負債額の減少が主な要因であります。

なお、このプラスとなっております繰越利益剰余金につきましては、その大半が固定資産によるものでありまして、内部留保的には出捐金を差し引くとマイナスとなるものでございます。

公社としては、今後さらに収益を上げるために、今般のコロナ5類移行を受け、インバウンドを含む団体や観光客の集客について、90周年を迎えリニューアルした郡上八幡城を中心にPRし、市

街地への誘客を図っていくということとともに、教育旅行についても各種体験メニューと各施設との連携によって、その誘客に取り組んでいきたいということでした。

続いて、報告第7号になります。

郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

郡上大和総合開発株式会社の財務状況でございますが、まず右の損益計算書から、当期における売上高については、令和4年度は5億6,898万円で、3年度比で124%の状況でありました。当期損益につきましては、令和4年度は1,876万8,000円のマイナス決算ではありますが、3年度より3,014万9,000円の改善であります。

令和4年度は、令和3年度と比べ、市からのコロナ支援や雇用調整助成金など、営業外収益が大幅に減少したにもかかわらず、コロナによる行動制限もなかったことから、道の駅を中心とした売店部門において「ぎふ旅コイン」の効果もあり、売上高がコロナ禍前並みに回復したことに伴います当期損益の改善であります。

次に、左の貸借対照表からの最下段の項目、令和4年度の繰越利益剰余金は1億9,093万7,000円のマイナスで、3年度からマイナスが1,876万8,000円増えた状況であります。このことは、計画的な借入れ返済等により負債額は減少したものの、エネルギー価格高騰等で運転資金確保のため流動資産の預金を取り崩した事等に伴う資産合計の目減りが大きかったことが主な要因でございます。

大和総合開発としては、今後、繰越利益剰余金のマイナス額を改善していくために、コロナ禍前以上の売上を目標に、フェアフィールドとの連携によるイベントの開催など、施設の魅力と付加価値を高め、それに伴う売上計画を立てるとともに、今年度の経常利益をプラスに転じる目標を掲げておられます。また、エネルギー価格高騰に対しても、節電対策の継続的な実施と仕入れ価格の再点検など固定費等の削減により一層の取組を行っていくことでした。

続きまして、報告第8号になります。

株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

資料の3ページ目を御覧いただきたいと思います。

伊野原の郷の経営状況でございますが、右の損益計算書からの当期における売上高につきましては、令和4年度は2,686万6,000円で、3年度比で74%の状況でありました。当期損益についても、令和4年度は147万円のマイナス決算であり、3年度より1,500万円余り大幅なマイナスとなっております。

す。

このことにつきましては、宿泊施設の「カルヴィライとしろ」については、昨年度は年間を通じて施設の運営ができ、宿泊客も令和3年度対比で約2倍となり、収益も450万円余り増収となったところではございますが、その他の収益として、除雪作業収入が令和3年度対比で58%にとどまり、また、コロナ支援による営業外収益も見込めなかったことが主な要因となっております。

次に、左の貸借対照表からの最下段の令和4年度の繰越利益剰余金は、983万2,000円で、3年度から147万円減となっておりますが、このことにつきましては負債額が290万円余り改善したにも関わらず、運転資金確保のため、預金の取り崩しなど流動資産が465万5,000円減少したことが主な要因でございます。

なお、プラスとなっておりますこの繰越利益剰余金について、固定資産と出資金を差し引いた令和4年度末の内部留保は700万円ほどでございます。伊野原の郷としましては、今後においても流動的な除雪作業収入に依存することなく、宿泊飲食、売店等で収益を安定的に上げるために、宿泊観光客の少ないシーズンでも収益を確保することを目指して、教育旅行や研修会等の誘致というものを岐阜、名古屋を中心に働きかけていきたいというふうに伺っております。

続きまして、報告第9号になります。

有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

資料の4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

阿弥陀ヶ滝観光の経営状況でございますが、当期における売上高は令和4年度は6,622万3,000円で、3年度比で136%の状況でございました。当期損益については、令和4年度は125万5,000円のマイナスではありますが、3年度と比較して改善はされております。

売上高が大幅に回復したにも関わらず、当期損益がマイナス決算であった理由といたしましては、物価高騰のため売上げに占める売上げ減価の割合が令和4年度は62%と、通常営業を行っていた令和元年度と比べ著しく上昇したことへの影響ということと、その他の収益としてコロナ支援による営業外収益が、令和3年度と比べ大幅に減少したことが主な要因でございます。

左の貸借対照表からの最下段の令和4年度の繰越利益剰余金は2,723万7,000円のマイナスで、3年度と比べますとマイナス額が125万4,000円多くなっております。このことにつきましては、債務である有利子負債は計画的な返済により減少しているものの、運転資金確保のため短期借入が令和3年度比で140万円増加したことが主な要因でございます。

阿弥陀ヶ滝観光としましては、この施設の指定管理を引き継いだ時点で、既に状態化をしておりました債務超過に対し、「あゆパーク」での今年8月までの売り上げの状況であれば、コロナ禍に

よる長期借入は向こう7年で完済されると予測されておりまして、債務超過は改善されると考えておられます。

しかしながら、宿泊施設での損益分岐点を2,500万円としておりまして、現状毎年度500万円ほどの赤字となっておるということと、さらには施設老朽化による大規模修繕も今後想定されることから、この債務超過改善には流動的な要素が非常に多い現状でございます。この宿泊施設の在り方につきましては、関係者とともに様々な角度から検討していく必要があるということを考えているところでございます。

最後でございますが、報告第10号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

資料の5ページ目を御覧いただきたいと思っております。

ネーブルみなみの経営状況でございます。当期における売上高でございますが、令和4年度は9,757万6,000円で、3年度比で106%の状況でありました。当期損益につきましては、令和4年度は676万6,000円のマイナスで、3年度から350万円余り悪化をしております。

このことにつきましては、年度途中で採用いたしました新たな社員による人件費の増と、エネルギー価格高騰に伴います光熱費の増というものが主な要因であります。

左の貸借対照表からの最下段の令和4年度の繰越利益剰余金は2,673万3,000円で、3年度比で77%の状況であります。

このことにつきましては、負債合計は令和3年度と同額程度で推移したものの、運転資金確保による預金の取り組み等による流動資産の減少と、建物等固定資産の減価償却による価値の減少に伴うものが主な要因でございます。

なお、このプラスとなっております繰越利益剰余金につきましては、その大半が固定資産によるものでありまして、内部留保的には出資金を差し引くとマイナスとなるものでございます。

ネーブルみなみといたしましては、今後もエネルギー価格高騰に伴い、マイカー自粛が懸念される中、リニューアル施設の利点を最大限に活用し、利用者のニーズに対応した商品の提供、そして品質・サービスのレベルの向上に一層努め、また市内観光施設と連携することで、今まで以上の集客を図り、収益を上げていきたいというふうなこと伺っております。

以上、5つの第三セクターの決算状況を報告させていただきました。どの事業者におかれましても、今年度に入り、今のところ収益は順調に伸びているとお聞きをしております。そして、これから紅葉シーズンとウインターシーズンにさらに期待をされているということでございますが、しかしながら、その一方でエネルギー価格、物価高騰による固定費等の増加に対し懸念をされておま

して、現在、できる限りの対策を実施しているというのが現状でございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。なお質問がある場合には、報告第何号についてと述べて質問をしてください。  
それでは、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第6号から報告第10号までの報告を終わります。

---

### ◎報告第11号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程38、報告第11号 令和4年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第11号 令和4年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して次のとおり報告する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

初めに、1つ目の健全化判断比率の①実質赤字比率と②の連結実質赤字比率につきましては、全会計ともに赤字はありませんので記入はございません。

③番目の実質公債費比率は、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したのですが、前年11.8%に対して0.4ポイント改善し、11.4%となりました。新規の借り入れを抑制し起債の償還を進めたことで、計算式の分子であります元利償還金が減となったことが主な要因でございます。

次に、④番目の将来負担比率は、地方公共団体の借入金など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものでございます。前年72.1%に対して2ポイント改善し、70.1%となりました。こちらも分子となります地方債残高の減等が主な要因でございます。

参考に表右側に早期健全化基準とございますのは、それぞれの指標が起債の数値を超えますと、財政健全化計画の策定を求められるなど、黄色信号の指標でございます。

2番目の資金不足比率は、各会計ともに資金不足は生じておりませんので記載はございません。

これら全体のことにつきましては、先ほど監査委員さんからも報告がございました意見書が示されておりまして、詳細な計算式の解説、数値の分析などがなされておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第11号の報告を終わります。

---

### ◎報告第12号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程39、報告第12号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第12号 放棄した債権の報告について、郡上市債権管理条例第14条第1項及び第2項の規定により、令和5年2月21日付で下記のとおり市の債権を放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

本件は、令和3年1月から施行した郡上市債権管理条例に基づき、債務者の死亡等により徴収ができなくなった1件100万円以下の債権を、市長の権限において放棄したものについて報告するものでございます。

放棄した案件は、上から順に上水道料金、第1号事由は、消滅時効による時効期間の満了による2人、2件で3万2,734円。第3号事由、相続人不存在又は相続放棄による2人、2件で16万4,995円。第4号事由、破産免責等で3人、3件、13万2,630円。第6号事由、徴収停止後の一定期間経過で2人、2件で1万7,755円。こちらは、ともに所在不明のために一旦徴収を停止した後、1年を経過しましたことから、今後徴収の見込みが立たないということで放棄した事案でございます。

次に、市民病院の医療費個人負担金は、第1号が1人、1件で3万7,860円。第3号が2人、2件で23万7,905円。第4号が1人、1件で32万1,271円です。

最後に、医療費の個人負担金の白鳥病院分は、第3号事由で1人、1件で16万5,890円。

合計で12人、14件、111万1,044円を2月21日付で放棄しましたので報告いたします。人数と件数が合わないのは、1人の方で複数の債権に該当する方があったためでございます。

なお、債権を適正に付加し、これを収めていただくことは、市民負担の公平性と財政の健全化確

保には欠かせないことですので、引き続き所管課における徴収を行い、また債権管理室とも情報共有、場合によっては指導を行いながら、納付率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第12号の報告を終わります。

---

### ◎報告第13号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程40、報告第13号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第13号 専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第2号、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和5年7月18日でございます。

1つ目に、損害賠償による和解の内容です。令和5年6月9日午後2時30分頃、郡上クリーンセンターにおいて、ごみを積載した相手方車両が施設内に侵入し停止していたところ、作業中のフォークリフトが後方確認を怠り、相手方車両に衝突した。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合100%です。

2番目、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3番目、損害賠償の額は、金3万3,000円でございます。

次に、専決第3号です。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和5年8月25日です。

損害賠償による和解の内容、令和5年7月30日午後6時15分頃、東海北陸自動車道、昼間のサービスエリア内の駐車場において、自車のスクールバスが左前方の区画に駐車しようとしたところ、

切り返しでの後退中に駐車中の観光バスに接触した。市は示談により、下記金額で損害を賠償する。  
市の過失割合は100%です。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は3万5,000円でございます。

なお、事故を起こした場合は、原因の確認・検証を行うとともに、所属長から職員指導も行い、再発防止に努めております。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（田代はつ江） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第13号の報告を終わります。

---

#### ◎議報告第9号及び議報告第10号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程41、議報告第9号 諸般の報告について（議員派遣の報告）及び日程42、議報告第10号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）の2件を一括議題とします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果の報告が、議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき報告に代えます。

8月25日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでございました。

（午前11時47分）



上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      田 代 はつ江

郡上市議会議員      清 水 敏 夫

郡上市議会議員      美谷添      生

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員